

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案参照条文 目次

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	1
○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	24
○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）	31
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）（抄）	36
○ 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）	42
○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）	43
○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）	43
○ 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）（抄）	44
○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第 号）（抄）	45

- 一 替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築ししようとする場合も、同様とする。
 - 二 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
 - 三 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
 - 四 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
 - 五 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域(都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)、準都市計画区域(市町村長が市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴いて指定する区域を除く。)、若しくは景観法(平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)
 - 六 内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
 - 七 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときは、適用しない。
 - 八 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が建築士法第三条から第三条の三までの規定に違反するときは、当該申請書を受領することができない。
 - 九 建築主事は、第一項の申請書を受領した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から二十一日以内、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
 - 一〇 申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は申請書の記載によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期限内に当該申請者に交付しなければならない。
 - 一一 大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、する由に記載した通知書の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
 - 一二 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証及び第五項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。
 - 一三 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証の交付をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その
- (国土交通大臣等の指定を受けた者による確認)
- 一 第六條の二 前條第一項各号に掲げる建築物の計画(建築士法第三條から第三條の三までの規定に違反するものを除く。)
 - 二 建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七條の十八から第七十七條の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前條第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。
 - 三 前項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事が、一の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。
 - 四 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の確認済証の交付をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その

4 交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。
5 特定行政庁は、前項の規定による報告を受けた場合において、第一項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準
関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した同項の規定による指定を受けた者
にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該確認済証は、その効力を失う。
6 前項の場合において、特定行政庁は、必要に応じ、第九条第一項又は第十項の命令その他の措置を講ずるものとする。

(建築物に関する完了検査)

7 第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査
を申請しなければならない。
8 前項の規定による申請は、第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に建築主事に到達するように、しな
ければならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限り
でない。
9 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければ
ならない。
10 建築主事が第一項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道
府県の吏員（以下この章において「建築主事等」という。）は、その申請を受理した日から七日以内に、当該工事に係る建
築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。
11 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合している
ことを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない
い。

(国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査)

12 第七条の二 第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指
定した者が、第六十一条の規定による工事の完了の日から四日が経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地
が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したと
きについては、前条第一項から第三項までの規定は、適用しない。
13 前項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知
事は国土交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知
事がするものとする。
14 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令で定めるところに
より、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。
15 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行つたときは、当該検査の引受けを行つた第六
条第一項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日から七日以内に、第一項の検査
をしなければならない。
16 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを

認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。この場合において、当該検査済証は、前条第五項の検査済証とみなす。

6 第一項の規定による指定を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の検査の結果を特定行政庁に報告しなければならぬ。

7 特定行政庁は、前項の規定により第一項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しない旨の報告を受けたときは、遅滞なく、第九条第一項又は第七項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

(建築物に関する中間検査)

7 第七条の三 特定行政庁は、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、建築物に関する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なものを特定工程として指定するものとする。

2 建築主は、第六条第一項の規定による工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その日から四日以内に建築主事に到達するように、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。ただし、申請をしなければならぬ理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。

4 建築主事が第二項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事等は、その申請を受理した日から四日以内に、当該申請に係る工事の中の建築物等（建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の中の建築物及びその敷地をいう。以下この章において同じ。）が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事の中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主事に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

6 特定行政庁が第一項の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

7 建築主事等又は前条第一項の規定による指定を受けた者は、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた工事の中の建築物等について、第七条第四項、前条第一項、第四項又は次条第一項の規定による検査をすれば、第四項の規定による検査をすることによって建築基準関係規定に適合することを要しない。

8 第一項の規定による指定に関する他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

9 第一項の規定による指定に關して公示その他の必要事項は、国土交通省令で定める。

(国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査)

2 第七条の四 第六条第一項の規定を受けた者による中間検査

2 当該特定工程に係る工事を終えた後の工事の中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から四日を経過する日までに引き受けたときは、前項の規定による検査の引受けを行ったときは、国土交通省令で定め

るところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。
3 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第一項の検査をした場合において、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主に対して中間検査合格証を交付しなければならない。
4 前項の規定により交付された中間検査合格証は、前条第五項の中間検査合格証とみなす。
5 前条第七項の規定の適用については、第三項の規定により中間検査合格証が交付された第一項の検査は、同条第五項の規定により中間検査合格証が交付された同条第四項の規定による検査とみなす。
6 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の検査の結果を特定行政庁に報告しなければならない。
7 特定行政庁は、前項の規定により工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合しない旨の報告を受けたときは、遅滞なく、第九条第一項又は第十項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

(建築物に関する検査の特例)
第七条の五 第六条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の様式変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築の工事(同号に掲げる建築物の建築の工事にあつては、国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおりに実施されたことが確認されたものに限る。)に対する第七条から前条までの規定の適用については、第七条第四項及び第五項中「建築基準関係規定」とあるのは「前条第一項の規定により読み替へて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定」と、第七条の二第一項、第五項及び第七項、第七條の三第一項、第四項、第五項及び第七項並びに前条第一項、第三項及び第七項中「建築基準関係規定」とあるのは「第六条の三第一項の規定により読み替へて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定」とする。

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)
第七条の六 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物(共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。)の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の様式変更の工事、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事(政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第十三項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。)を含むものをする場合において、当該建築物の建築主は、第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、検査済証の交付を受ける前において、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。
一・二 (略)

(違反建築物に対する措置)
第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地

ロ イに掲げるもののほか、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物で、その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としたもの

第二十一条 高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、第二号の二

イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物（政令で定める用途に供するものを除く。）は、この限りでない。

2 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の二イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。）は、第二号第九号の二イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。

（屋根）

第二十二條 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常

の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に關して建築物の構造及び用途の区分に応じた政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。

2 （略）

（外壁）

第二十三條 前条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第二十一条第一項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（次条、第二十五条及び第六十二条第二項において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において「木造建築物等」という。）による延焼の抑制に一定の効果を發揮するため外壁に必要とされる性能をいう。）に關して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

（木造建築物等である特殊建築物の外壁等）

第二十四條 第二十二條第一項の市街地の区域内にある木造建築物等である特殊建築物で、次の各号の一に該当するものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

一 学校、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、マーケット又は公衆浴場の用途に供するもの

二 自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの

三 百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院又は倉庫の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

(大規模の木造建築物等の外壁等)
第二十五条 延べ面積(同一敷地内に二以上の木造建築物等がある場合においては、その延べ面積の合計)が千平方メートルを超える木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、その屋根の構造を第二十二条第一項に規定する構造としなければならない。

(防火壁)

第二十六条 延べ面積が千平方メートルを超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁によつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ千平方メートル以内としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

- 一 耐火建築物又は準耐火建築物
- 二 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、イ又はロのいずれかに該当するもの
- イ 主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの
- ロ 構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合するもの
- 三 畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物で、その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあつて、その構造及び用途並びに周囲の状況に關し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)

第二十七条 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの(三階の一部を別表第一(イ)欄に掲げる用途(下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。))に供するもの及び第二号又は第三号に該当するものを除く。のうち防火地域以外の区域内にあるものにあつては、第二号第九号の三イに該当する準耐火建築物(主要構造部の耐火性能その他の事項について、準防火地域の内外の別に應じて政令で定める技術的基準に適合するものに限る。)とすることができる。

一 三 (略)

2 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物(別表第一(イ)欄(六)項に掲げる用途に供するものにあつては、第二号第九号の三口に該当する準耐火建築物のうち政令で定めるものを除く。)としなければならない。

一・二 (略)

2 (居室の採光及び換気)
第二十八条 (略)

- 3 別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの(政令で定めるものを除く。)には、政令で定める技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない。
- 4 (略)

(居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置)
第二十八条の二 居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

(電気設備)
第三十二条 建築物の電気設備は、法律又はこれに基く命令の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関するもの定める工法によつて設けなければならない。

(避雷設備)
第三十三条 高さ二十メートルをこえる建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

(昇降機)
第三十四条 建築物に設ける昇降機は、安全な構造で、かつ、その昇降路の周壁及び開口部は、防火上支障がない構造でなければならない。

2 高さ三十一メートルをこえる建築物(政令で定めるものを除く。)には、非常用の昇降機を設けなければならない。

(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)
第三十五条 別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が千平方メートルをこえる建築物については、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従つて、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

(特殊建築物等の内装)
第三十五条の二 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物、延べ面積が千平方メートルをこえる建築物又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたものは、政令で定めるものを除き、政令で定める技術的基準に従つて、その壁及び天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。

第三十五条の三 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、その居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途に供するものについては、この限りでない。

第三十六条 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

第三十七条 建築物の品質
(建築材料の品質)
第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの(以下この条において「指定建築材料」という。)は、次の各号の一に該当するものでなければならない。
一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの
二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

第六十一条 防火地域内の建築物
(防火地域内の建築物)
第六十一条 防火地域内においては、階数が三以上であり、又は延べ面積が百平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。
一 延べ面積が五十平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの
二 卸売市場の自家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上
三 高さ二メートルを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの
四 高さ二メートル以下の門又は塀

第六十二条 準防火地域内の建築物
(準防火地域内の建築物)
第六十二条 準防火地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物又は延べ面積が千五百平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が五百平方メートルを超え千五百平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、地階を除く階数が三である建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物としなければならない。ただし、前条第二号に該当するものは、この限りでない。

第六十八條の二十(略)
2 建築物以外の認証型式部材等で前条第一項の表示を付したものと及び建築物である認証型式部材等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、第七條第四項、第七條の二第一項、第七條の三第四項、第七條の四第一項又は第十八條第六項若しくは第九項の規定による検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

(構造方法等の認定)

第六十八條の二十六 構造方法等の認定(前三章の規定又はこれに基づく命令の規定で、建築物の構造上の基準その他の技術的基準に関するものに基づき国土交通大臣がする構造方法又は建築材料に係る認定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出して、これをしなければならぬ。

2 国土交通大臣は、構造方法等の認定のための審査に当たつては、審査に係る構造方法又は建築材料の性能に関する評価(以下この条において単に「評価」という。)に基づきこれを行うものとする。

3・4 (略)

5 国土交通大臣が第三項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る構造方法等の認定の申請をしようとする者は、第七項の規定により申請する場合を除き、第三項の規定による指定を受けた者が作成した当該申請に係る構造方法又は建築材料の性能に関する評価書(以下この条において「性能評価書」という。)を第一項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。

6・7 (略)

(指定)

第七十七條の十八 第六條の二第一項(第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(又は第七條の二第一項(第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(又は第七條の二第一項及び第七條の四第一項(第八十七條の二又は第八十八條第一項)において準用する場合を含む。)(又は第七條の二第一項及び第七條の四第一項(第八十七條の二又は第八十八條第一項)において準用する場合を含む。)(以下この節、第七十七條の六十二第二項及び第七章において「確認検査」という。)(略)の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 (略)

(欠格条項)

第七十七條の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 第七十七条の六十二第二項の規定により第七十七条の五十八第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して二年を経過しない者
- 六 建築士法第七条第三号又は第二十三条の四第一項第二号に該当する者
- 七 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者
- 八 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第七十七条の二十 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 第七十七条の二十四第一項の確認検査員（職員である者に限る。）の数が、確認検査を行うおとする建築物の種類、規模及び数に応じて国土交通省令で定める数以上であること。
- 二 前号に規定するほか、職員、確認検査の業務の実施の方法その他の事項についての確認検査の業務の実施に関する計画が、確認検査の業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 三 前号の確認検査の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。
- 四 （略）
- 五 確認検査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 六 （略）

（業務区域の変更）

第七十七条の二十二 （略）

3 第七十七条の二十第一号から第三号までの規定は、第一項の認可について準用する。

4 （略）

（確認検査員）

第七十七条の二十四 指定確認検査機関は、確認検査を行うときは、国土交通省令で定める方法に従い、確認検査員に確認検査を実施させなければならない。

2 （略）

4 （略）

(秘密保持義務等)
第七十七条の二十五 指定確認検査機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）及びその職員（確認検査員を含む。次項において同じ。）並びにこれらの者であつた者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
2 (略)

(監督命令)
第七十七条の三十 国土交通大臣等は、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があるときは、その指定に係る指定確認検査機関に対し、確認検査の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)
第七十七条の三十一 国土交通大臣等は、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定に係る指定確認検査機関に対し、確認検査の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、確認検査の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 第六十八条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(照会及び指示)
第七十七条の三十二 指定確認検査機関は、確認検査の適正な実施のため必要な事項について、特定行政庁に照会することができる。この場合において、当該特定行政庁は、当該照会をした者に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

2 特定行政庁は、その指揮監督の下にある建築主事が第六条第一項の規定による確認をする権限を有する建築物について、指定確認検査機関に対し、その確認検査の適正な実施のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(指定の取消し等)
第七十七条の三十五 国土交通大臣等は、その指定に係る指定確認検査機関が第七十七条の十九各号（第四号を除く。）の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 国土交通大臣等は、その指定に係る指定確認検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて確認検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第六条の二第三項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第三項から第六項まで（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七條の二第三項から第六項まで（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七條の四第二項、第三項若しくは第六項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項、第七十七條の二十一第二項、第七十七條の二十八、第七十七條の二十九又は前条第一項の規定に違反したとき。）、第七十七條の二十六、第七十七條の二十八、第七十七條の二十九又は前条第一

- 二 (略)
- 三 第七十七条の二十四第四項、第七十七条の二十七第三項又は第七十七条の三十の規定による命令に違反したとき。
- 四 (略)
- 3 (略)

第三節 指定認定機関等

第七十七条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 (略)
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 (略)
- 五 (略)

(指定の公示等)

第七十七条の三十九 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下この節及び第九十七条の四において「指定認定機関」という。)の名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日を公示しなければならない。

- 2 (略)
- 3 (略)

(秘密保持義務等)

第七十七条の四十三 指定認定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員(認定員を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であつた者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 (略)

第四節 指定性能評価機関等

(指定性能評価機関)

第七十七条の五十六 (略)

第七十七条の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七条の三十七、第七十七条の三十八、第七十七条の三十九第一項及び第七十七条の四十一の規定は第六十八条の二十六第三項の規定による指定に、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十二、第七十七条の四十三から第七十七条の四十五まで並びに第七十七条の四十七から第七十七条の五十二までの規定は前項の規定による指定を受けた者(以下この条、第九十七条の四及び第七十一条において「指定性能評価機関」という。)に、第七十七条の五十三の規定は指定性能評価機関が行つた性能評価について準用する。この場合において、第七十七条の三十八第一号、第七十七条の四十二、第七十七条の四十三第一項及び第七十七条の五十一第二項第五号中「認定

員」とあるのは「評価員」と、第七十七条の五十一第二項第一号中「第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七」とあるのは「第七十七条の四十七」と、第七十七条の五十三中「処分」とあるのは「処分（性能評価の結果を除く。）」と読み替えるものとする。

(欠格条項)

第七十七条の五十九 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一・二 (略)

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第七十七条の六十二第二項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者

五 建築士法第七条第三号に該当する者

六 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者

(死亡等の届出)

第七十七条の六十一 建築基準適合判定資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、当該建築基準適合判定資格者が当該各号に該当するに至つた日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、

国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第七十七条の五十九第三号、第五号又は第六号に該当するに至つたとき。 本人

(登録の消除等)

第七十七条の六十二 国土交通大臣は、次の各号の一に掲げる場合は、その登録を消除しなければならない。

一・二 (略)

三 前条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

四・五 (略)

2 国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めて確認検査の業務を行うことを禁止し、又はその登録を消除することができる。

一・二 (略)

(委員の欠格条項)

第八十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 (略)

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条 非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの内において、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号の一に該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内はその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

二 災害があつた場合において建築する停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条（第十四項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条、第三十一条、第二十六条、第三十一条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十三条の規定の適用があるものとする。

三 一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する高度利用地区又は都市再生特別地区内における制限の特例）
第八十六条の三 第八十六条第一項から第四項まで（前条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物は、第五十九条第一項又は第六十条の二第一項の規定を適用する場合においては、これを一の建築物とみなす。

（用途の変更に對するこの法律の準用）
第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第三項を除く。）、第六条の二、第六条の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条第一項及び第十八条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならぬ」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

二 第三條第二項の規定により第二十四條、第二十七條、第二十八條第一項若しくは第三項、第二十九條、第三十條、第三十條から第三十五條の三まで、第三十六條中第二十八條第一項若しくは第三十五條に關する部分、第四十八條第一項から第三十二項まで若しくは第五十一條の規定又は第三十九條第二項、第四十條、第四十三條第二項、第四十三條の二、第四十九條から第五十條まで、第六十八條の二第一項若しくは第六十八條の九第一項の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

一 三 略）
四 略）
（建築設備への準用）

4 第一項中第六條から第七條の五まで、第十八條（第一項及び第十四項を除く。）及び次條に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八條第一項本文若しくは第十二條第一項又は都市計画法第二十九條第一項若しくは第二項若しくは第三十五條の二第一項本文の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。

第九十條（工事現場の危害の防止）
第九十條（略）

3 第三條第二項及び第三項、第九條（第十三項及び第十四項を除く。）、第九條の二、第九條の三（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第十八條第一項及び第十四項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

（市町村の建築主事等の特例）
第九十七條の二 第四條第一項の市以外の市又は町村においては、同條第二項の規定によるほか、当該市町村の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、当該市町村が置く建築主事に適用があるものとする。

（特別区の特例）
第九十七條の三 特別区においては、第四條第二項の規定によるほか、特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、特別区が置く建築主事に適用があるものとする。

（事務の区分）
第九十七條の五 第十五條第四項、第十六條及び第七十七條の六十三の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第十五條第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第九十八條 第九條第一項又は第十項前段（第八十八條第一項から第三項まで又は第九十條第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一・二 （略）

図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

七 第三十六条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

八 第四十八条第一項から第十二項まで又は第五十一条（第八十八条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の建築主又は築造主

九 第十二条（略）

十三 第八十七条第二項又は第三項において準用する第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第三十条から第三十五条の三まで、第四十八条第一項から第十二項まで又は第五十一条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

十四 第八十八条第二項において準用する第八十七条第二項又は第三項中第四十八条第一項から第十二項まで又は第五十一条に関する部分の規定に違反した場合における当該工作物の所有者、管理者又は占有者

十五 第八十七条第三項において準用する第三十六条中第二十八条第一項又は第三十五条に関する部分の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第六号、第七号又は第九号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第二百二条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の第三項（第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者
- 二 （略）
- 三 第七十七条の二十九第二項、第七十七条の四十七第二項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）又は第八十九条（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第十二条第五項（第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、第六十八条の二十一第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十七条の十三第一項、第七十七条の三十一第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十七条の三十九第一項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）、又は第八十六条の八第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 （略）
- 六 第六十八条の二十一第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十七条の十三第一項、第七十七条の三十一第一項又は第七十七条の四十九第一項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

○建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）

（一級建築士でない設計又は工事監理）

第三条 左の各号に掲げる建築物（建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。）を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーディトリウムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が五百平方メートルをこえるもの

二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの

三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三百平方メートル、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルをこえるもの

四 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなして前項の規定を適用する。

（一級建築士又は二級建築士でない設計又は工事監理）

第三条の二 前条第一項各号に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合には、一級建築士又は二級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

一 前条第一項第三号に掲げる構造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三十平方メートルを超えるもの

二 延べ面積が百平方メートル（木造の建築物にあつては、三百平方メートル）を超え、又は階数が三以上の建築物

三 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

三 都道府県は、土地の状況により必要と認める場合においては、第一項の規定にかかわらず、条例で、区域又は建築物の用途を限り、同項各号に規定する延べ面積（木造の建築物に係るものを除く。）を別に定めることができる。

（一級建築士、二級建築士又は木造建築士でない設計又は工事監理）

第三条の三 前条第二号に掲げる建築物以外の木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合においては、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

2 第三条第二項及び前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「同項各号に規定する延べ面積（木造の建築物に係るものを除く。）」とあるのは、「次条第一項に規定する延べ面積」と読み替えるものとする。

（絶対的欠格事由）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 第十条第一項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第八条 (相対的欠格事由)
次の各号の一に該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えないことがある。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられた者

三 前条第三号に該当する者を除き、第十条第一項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

(免許の取消し)

第九条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明したときは、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、免許を取り消さなければならない。第七条第二号に該当するに至ったとき、又は本人から免許の取消しの申請があつたときも同様とする。

(懲戒)

第十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号の一に該当する場合には、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 この法律若しくは建築物の建築に關する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

三 業務に關して不誠実な行為をしたとき。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第

八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、業務の停止又は免許の取消をしようとするときは、それぞれ中

央建築士審査会又は都道府県建築士審査会の同意を得なければならない。

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二項の規定により、出頭を求めた参考人に対して、政令で定めるところにより、旅

費、日当その他の費用を支給しなければならない。

(都道府県知事の經由)

第十条の二 一級建築士の免許及びその取消し、登録の訂正及び抹消並びに免許証の再交付及び返納に關する国土交通大臣への書類の提出並びに第五条の二第一項及び第二項に規定する国土交通大臣への届出は、住所地の都道府県知事を経由して行

2 (略)

(業務執行)

第十八条 建築士は、その業務を誠実にを行い、建築物の質の向上に努めなければならない。
2 建築士は、設計を行う場合においては、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならない。
3・4 (略)

(業務に必要な表示行為)

第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行つた場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士たる表示をして記名及びなつ印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。
2・3 (略)
4 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備(建築基準法第二条第三号に規定するものをいう。以下同じ。)に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者の意見を聴いたときは、第一項の規定による設計図書又は第二項の規定による報告書(前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあつては、当該報告の内容)において、その旨を明らかにしなければならない。

(その他の業務)

第二十一条 建築士は、設計及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務(木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。)を行うことができる。

(登録)

第二十三条 一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令若しくは条例に基づく手続の代理(木造建築士又は木造建築士を使用する者(木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。))にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。を業として業としてしようとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。
2 前項の登録は、五年間有効とする。
3 第一項の登録の有効期間の満了後、引き続き、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことを業としてしようとする者は、その建築士事務所について更新の登録を受けなければならない。

(登録の拒否)

第二十三条の四 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。
一 破産者で復権を得ない者
二 第二十六条第一項又は第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して二年

を経過しない者（法人である場合においては、取消しの日において役員であつた者でその取消しの日から起算して二年を経過しないものを含む。）

三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人でその法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの

四 法人でその役員のうち第一号又は第二号に該当する者のあるもの

五 建築士事務所について第二十四条第一項の要件を欠く者

二 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否することができる。

一 第七条第三号又は第八条各号の一に該当する者

二 第二十六条第二項の規定により建築士事務所について閉鎖の命令を受け、その期間が満了しない者（法人である場合において、命令のあつた日において役員であつた者でその期間が満了しないものを含む。）

三 前項第二号に該当する者を除き、第二十六条第一項又は第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（法人である場合においては、取消しの日において役員であつた者でその取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人でその法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの

五 法人でその役員のうち第一号、第二号又は第三号に該当する者のあるもの

3 (略)

(廃業等の届出)

第二十三条の六 建築士事務所の開設者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 建築士事務所の開設者がその登録を受けた建築士事務所に係る業務を廃止したときは、建築士事務所の開設者であつた者

二 建築士事務所の開設者が死亡したときは、その相続人

三 建築士事務所の開設者について破産手続開始の決定があつたときは、その破産管財人

四 法人が合併により解散したときは、その役員であつた者

五 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人

(登録の抹消)

第二十三条の七 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該建築士事務所に係る登録を抹消し

なければならぬ。

一 (略)

二 登録の有効期間の満了の際更新の登録の申請がなかつたとき。

2 (略)

(略)

(登録簿の閲覧)
第二十三条の八 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(無登録業務の禁止)

第二十三条の九 建築士は、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けないで、業として他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行つてはならない。
2 何人も、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けないで、建築士を使用して、業として他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行つてはならない。

(建築士事務所の管理)

第二十四条 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所は、それぞれ専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士が管理しなければならない。
2 前項の規定により建築士事務所を管理する建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。

(帳簿の備付け等及び図書の保存)

第二十四条の二 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。
2 前項に定めるもののほか、建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定める業務に関する図書を保存しなければならない。

(標識の掲示)

第二十四条の三 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見易い場所に国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。

(書類の閲覧)

第二十四条の四 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建築士事務所が行つた業務の実績、当該建築士事務所を管理する建築士の建築士としての実務の経験その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする建築主（建築主にならうとする者を含む。以下同じ。）の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(書面の交付)

第二十四条の五 建築士事務所の開設者は、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該建築主に交付しなければならない。

一 設計又は工事監理の種類及びその内容

二 (略)

2 第二十条第三項の規定は、前項の規定による建築士事務所の開設者による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と読み替えるものとする。

(監督処分)

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が左の各号の一に該当する場合には、当該建築士事務所の登録を

取り消さなければならない。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けたとき。

二 第二十三条の四第一項各号の一に該当するに至つたとき。

三 第二十三条の六の規定による届出がなく、同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対して戒告を

与え、一年以内の期間を定めて当該建築士事務所を閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所を閉鎖することができる。

一 建築士事務所の開設者が第二十三条の四第二項第一号、第三号、第四号(同号に規定する法定代理人が同項第二号に該

当する場合を除く。)又は第五号(同号に規定する法人の役員が同項第二号に該当する場合を除く。)に該当するに至つ

たとき。

二 建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 建築士事務所の開設者が第二十四条の二から第二十四条の五までの規定に違反したとき。

四 建築士事務所を管理する建築士が第十条第一項の規定により懲戒の処分を受けたとき。

五 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業として行つた行為により、第十条第一項の規定により懲

戒の処分を受けたとき。

六 建築士事務所を管理する二級建築士又は木造建築士が、第三条又は第三条の二の規定に違反して、建築物の設計又は工

事監理をしたとき。

七 建築士事務所に属する二級建築士又は木造建築士が、その属する建築士事務所の業として、第三条又は第三条の二の規

定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

八 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業として、第三条から第三条の三までの規

定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

九 建築士事務所の開設者又は建築士事務所を管理する建築士がこの法律の規定に基づく都道府県知事の処分に違反したと

き。

十 前各号に掲げるもののほか、建築士事務所の開設者がその業務に関し不正な行為をしたとき。

3 都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所を閉鎖を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定によ

る意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。第二項の規定により建築士事務所の登録を取り消

4 第十条第三項から第五項までの規定は、都道府県知事が第一項若しくは第二項の規定により建築士事務所の登録を取り消

し、又は同項の規定により建築士事務所の閉鎖を命ずる場合に準用する。

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けず、それぞれその業務を行う目的で一級建築士、二級建築士又は木造建築士の名称を用いた者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けた者

三 第三条から第三条の三までの規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をした者

四 第十条第一項の規定による業務停止命令に違反した者

四の二 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けた者

四の三 第二十三条の九第一項又は第二項の規定に違反した者

五 第二十四条第一項の規定に違反した建築士事務所の開設者

六 第二十六条第二項の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反した者

七 第三十三条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らした者

第三十五条の二 第十五条の七第一項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者又は第十五条の七第二項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事前に試験問題を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の三 第十五条の十四第二項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の四 第十五条の七第二項又は第三十三条の規定に違反して不正の採点をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十六条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第三十四条の二の規定に違反した者

第三十六条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の十（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十五条の十二第一項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は第十五条の十二第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十五条の十三第一項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の許可を受けないで、一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務の全部を廃止したとき。

第三十六条の三 第二十七条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五条又は第三十六条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十三条の六、第二十四条の二第二項又は第二十四条の三の規定に違反した者
- 二 第二十四条の二第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第二十四条の四の規定に違反して書類を備え置かず、若しくは設計等を委託しようとする建築主の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは設計等を委託しようとする建築主に閲覧させた者

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（建設業の許可）

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内のみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

- 一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの
- 二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

2
6 （略）

（下請契約の締結の制限）

第十六条 特定建設業の許可を受けた者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

- 一 その下請契約に係る下請代金の額が、一件で、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上である下請契約
- 二 その下請契約を締結することにより、その下請契約及びすでに締結された当該建設工事を施工するための他のすべての下請契約に係る下請代金の額の総額が、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約

第十九条 (建設工事の請負契約の内容)

建設業者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工着手の時期及び工事完成の時期
- 四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 五 当事者の一方から設計変更又は工着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 七 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 七の二 工場の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 七の三 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 八 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの際の時期
- 九 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十一 契約に関する紛争の解決方法
- 十二 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 十三 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

第二十條 (建設工事の見積り等)

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種類ごとに材料費、労務費その他

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならぬ。

3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行なう以前に、第十九条第一項第一号及び第三号から第十一号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

(登録の取消し等)

第二十六条の十五 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録講習実施機関の行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十六条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十六条の九から第二十六条の十一まで、第二十六条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十六条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十六条第四項の登録を受けたとき。

(秘密保持義務等)

第二十七条の七 指定試験機関の役員若しくは職員（前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定の取消し等)

第二十七条の十四 国土交通大臣は、指定試験機関が第二十七条の三第二項各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関の指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関に対して、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十七条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第二十七条の四第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第二十七条の五第二項（第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項又は第二十七条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第二十七条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第二十七条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じ

4 きは、三年以下の懲役に処する。
犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して許可を受けないで建設業を営んだ者
 - 一の二 第十六条の規定に違反して下請契約を締結した者
 - 二 第二十八条第三項又は第五項の規定による営業停止の処分違反して建設業を営んだ者
 - 二の二 第二十九条の四第一項の規定による営業の禁止の処分違反して建設業を営んだ者
 - 三 虚偽又は不正の事実に基づいて第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）を受けた者
- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十八条 第二十七条の七第一項又は第二十七条の三十四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第二十六条の十五（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）の規定による講習、試験事務、交付等事務又は経営状況分析の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録講習実施機関、指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書又は第六条第一項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類を提出した者
 - 二 第十一条第一項から第四項まで（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者
 - 三 第十一条第五項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつた者
 - 四 第二十七条の二十四第二項若しくは第二十七条の二十六第二項の申請書又は第二十七条の二十四第三項若しくは第二十七条の二十六第三項の書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者
- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録講習実施機関、指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条の十一（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで講習若しくは経営状況分析の業務の全部を廃止し、又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで試験事務若しくは交付等事務の全部を廃止したとき。

二 第二十六条の十六（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
三 第二十六条の十九（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十二第一項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）以下同じ。）の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十六条の二十（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項から第三項までの規定による主任技術者又は監理技術者を置かなかつた者

二 第二十六条の二の規定に違反した者

三 第二十九条の三第一項後段の規定による通知をしなかつた者

四 第二十七条の二十四第四項又は第二十七条の二十六第四項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

五 第三十一条第一項又は第四十二条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十一条第一項又は第四十二条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第四十七条、第五十条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（秘密保持義務等）

第十六条の八 指定試験機関の役員若しくは職員（前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
二 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定の取消し等）

第十六条の十五 国土交通大臣は、指定試験機関が第十六条の三第二項各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関の指定を取り消さなければならぬ。
二 国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第十六条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十六条の七第一項、第十六条の十第一項若しくは第三項、第十六条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。
三 第十六条の六第二項（第十六条の七第三項において準用する場合を含む。）、第十六条の九第三項又は第十六条の十二第一項の規定による命令に違反したとき。
四 第十六条の九第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。
五 不正な手段により第十六条の二第一項の規定による聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。
四 前項の通知を行政手続法第十五条第三項の規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までに聴聞の期日における審理は、二週間を一回つては行わなければならない。
五 第三項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
六 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（登録の取消し等）

第十七条の十四 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第十七条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第十七条の八から第十七条の十まで、第十七条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第十七条の十一第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第十六条第三項の登録を受けたとき。

（営業保証金の供託等）

第二十五条 宅地建物取引業者は、営業保証金を主たる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない。
二 前項の営業保証金の額は、主たる事務所及びその他の事務所ごとに、宅地建物取引業者の取引の実情及びその取引の相手方の保護を考慮して、政令で定める額とする。
三 第一項の営業保証金は、国土交通省令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつて、これに充てることができる。
四 宅地建物取引業者は、営業保証金を供託したときは、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
五 宅地建物取引業者は、前項の規定による届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。
六 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をした日から三月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その届出をすべき旨の催告をしなければならない。
七 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出

8 をしないときは、その免許を取り消すことができる。
第二項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、営業保証金の追加の供託又はその取戻しに關して、所要の経過措置（経過措置に關し監督上必要な措置を含む。）を定めることができる。

（事務所新設の場合の営業保証金）

第二十六條 宅地建物取引業者は、事業の開始後新たに事務所を設置したとき（第七條第一項各号の一に該当する場合において事務所の増設があつたときを含むものとする。）は、当該事務所につき前條第二項の政令で定める額の営業保証金を供託しなければならない。

2 前條第一項及び第三項から第五項までの規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

（誇大広告等の禁止）

第三十二條 宅地建物取引業者は、その業務に關して広告をするときは、当該広告に係る宅地又は建物の所在、規模、形質若しくは現在若しくは将来の利用の制限、環境若しくは交通その他の利便又は代金、借賃等の対価の額若しくはその支払方法若しくは代金若しくは交換差金に關する金銭の貸借のあつせんについて、著しく事実に相違する表示をし、又は實際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（重要事項の説明等）

第三十五條 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に對して、その者が取得し、又は借りようとして居る宅地又は建物に關し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

- 一 当該宅地又は建物の上存する登記された権利の種類及び内容及び登記簿の表題部に記録された所有者の氏名（法人にあつては、その名称）
- 二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるか）及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。
- 三 当該契約が建物の貸借の契約以外のものであるときは、私道に關する負担に關する事項
- 四 飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に關する事項）
- 五 当該宅地又は建物の造成又は建築に關する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他国土交通省令で定める事項
- 五の二 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二條第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二條第一項に規定する区分所有権の規定する共用部分に關する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の

- 五 移転登記の申請の時期
- 六 代金及び交換差金以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的
- 七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 八 損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるときは、その内容
- 九 代金又は交換差金についての金銭の貸借のあつせんに関する定めがある場合には、当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置
- 十 天災その他不可抗力による損害の負担に関する定めがあるときは、その内容
- 十一 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任についての定めがあるときは、その内容
- 十二 当該宅地又は建物に係る租税その他の公課の負担に関する定めがあるときは、その内容
- 2 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の貸借に関する契約を締結したときはその相手方及び代理を依頼した者に、その媒介により契約が成立したときは当該契約の各当事者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならぬ。
- 一 前項第一号、第二号、第四号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項
- 二 借賃の額並びにその支払の時期及び方法
- 三 借賃以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的
- 3 宅地建物取引業者は、前二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、取引主任者をして、当該書面に記名押印させなければならない。
- （不当な履行遅延の禁止）
- 第四十四条 宅地建物取引業者は、その業務に関してなすべき宅地若しくは建物の登記若しくは引渡し又は取引に係る対価の支払を不当に遅延する行為をしてはならない。
- （業務に関する禁止事項）
- 第四十七条 宅地建物取引業者は、その業務に関して、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
 - 二 不当に高額報酬を要求する行為
 - 三 手附について貸付けその他信用の供与をすることにより契約の締結を誘引する行為
- 第七十九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 不正の手段によつて第三条第一項の規定に違反した者
 - 二 第十二条第一項の規定に違反した者
 - 三 第十三条第一項の規定に違反して他人に宅地建物取引業を営ませた者
 - 四 第六十五条第二項又は第四項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

第八十条 第四十七条の規定に違反して同条第一号又は第二号に掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十条の二 第十六条の八第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十条の三 第十六条の十五第二項又は第十七条の十四の規定による試験事務又は講習業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 第二十五条第五項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条及び第四十四条の規定に違反した者並びに第四十七条の規定に違反して同条第三号に掲げる行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の免許申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十二条第二項、第十三条第二項、第十五条第三項又は第四十六条第二項の規定に違反した者

三 不正の手段によつて第四十一条第一項第一号又は第四十一条の二第一項第一号の指定を受けた者

四 第五十六条第一項の規定に違反して手付金等保証事業以外の事業を営んだ者

五 第六十条（第六十四条の十七第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条（第六十四条の二十の規定による命令に違反した者）

六 第六十一条（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十四条の二十の規定による命令に違反した者

七 第六十三条の三第二項において準用する第五十六条第一項の規定に違反して手付金等保管事業以外の事業を営んだ者

八 第六十三条の三第二項において準用する第五十一条第三項第一号の事業方法書によらないで手付金等保管事業を営んだ者

者

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条、第五十条第二項、第五十三条（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第二項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第七十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十七条、第四十六条第四項、第四十八条第一項又は第五十条第一項の規定に違反した者

三 第四十五条又は第七十五条の二の規定に違反した者

三の二 第四十八条第三項の規定に違反して従業者名簿を備えず、又はこれに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第四十九条の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

五 第五十条の十二第一項、第六十三条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第一項（第六十三条の三第二項及び第六十四条の十八において準用する場合を含む。）又

は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは事業計画書、事業報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした事業計画書、事業報告書若しくは虚偽の資料を提出した者
六 第五十条の十二第一項、第六十三条の二第一項（第六十三条の三第二項及び第六十四条の十八において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
七 第六十三条の五の規定に違反して寄託金保管簿を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は寄託金保管簿を保存しなかつた者
2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第八十三条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十六条の十一又は第十七条の十五の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
二 第十六条の十三第一項若しくは第二項又は第十七条の十六の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
三 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第十七条の十の規定による届出をしない講習業務の全部を廃止したとき。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十九条、第八十条及び第八十一条から第八十三条まで（同条第一項第三号を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

○浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。
二 浄化槽工事 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事をいう。
三 浄化槽の保守点検 浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

- 四 浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。
- 五 浄化槽製造業者 第十三条第一項又は第二項の認定を受けて当該認定に係る型式の浄化槽を製造する事業を営む者をいう。
- 六 浄化槽工事業 浄化槽工事を行う事業をいう。
- 七 浄化槽工事業業者 第二十一条第一項又は第三項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をいう。
- 八 浄化槽清掃業者 浄化槽の清掃を行う事業をいう。
- 九 浄化槽清掃業者 第三十五条第一項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。
- 十 浄化槽設備士 浄化槽工事を実地に監督する者として第四十二条第一項の浄化槽設備士免状の交付を受けている者をいう。
- 十一 浄化槽管理士 浄化槽管理士の名称を用いて浄化槽の保守点検の業務に従事する者として第四十五条第一項の浄化槽管理士免状の交付を受けている者をいう。
- 十二 特定行政庁 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第三十二号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）

（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第七条 建築基準法第二条第三十二号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に應ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）

（建替計画の認定基準）

- 第五条 所管行政庁は、建替計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建替計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 一 除却する建築物の建築面積の合計に對する除却する建築物のうち延焼防止上支障がある木造の建築物で国土交通省令で定める基準に該当するものの建築面積の割合が国土交通省令で定める数値以上であること。
 - 二 新築する建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。

（建築基準法の一部改正）
第二条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
第一百一条第一項第八号、第十三号及び第十四号中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第二項中「前項第五号、第六号又は第八号」を「前項第六号、第七号又は第九号」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第 号）（抄）

第十七条（略）

25（略）

6 建築基準法第十八条第三項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
7・8（略）